平成２２年（再イ）第４７号

福島県田村市船引町東部台５丁目235番地

再生債務者　佐久間　智

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年２月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年３月28日

福島地方裁判所郡山支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第５８号

愛知県清須市西枇杷島町小野田53番地１　ＨＯＰ202号室（住民票上の住所）愛知県岡崎市鴨田町字辻24番地３　メゾン・ド・アンジュ103

再生債務者　伊藤健吾ごと　廖　　培宏

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成28年３月28日

名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第５号

札幌市中央区北５条東２丁目１番地６　レジディア札幌駅前408号

再生債務者　藤井　宏介

1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第１号

茨城県石岡市東光台１丁目９番６号

再生債務者　辻　　徳智

1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年４月19日まで

4　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月24日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１６号

横浜市戸塚区小雀町2148番地30

再生債務者　志村　克美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月11日まで

平成28年３月28日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

神戸市垂水区塩屋台３丁目８番22号

再生債務者　**廣**田　伸二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月15日まで

平成28年３月25日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号

鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安76番地３　町住３－５号

再生債務者　西方　浩二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月15日まで

平成28年３月25日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（再ロ）第１７号

札幌市白石区南郷通６丁目南５番39号　プレミエール南郷Ｂ一201号

再生債務者　岩松　直樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月25日まで

平成28年３月28日

札幌地方裁判所民事第４部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成28年３月18日

国土交通省共済組合代表者

国土交通大臣　石井　啓一

第29条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{40.60}{1,000}$」とあり、「$\frac{38.34}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{42.86}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{0.40}{1,000}$」とする。

附　則

この変更は、平成28年３月18日から施行し、同年１月１日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。

甲及びＺの理事会の議決は平成二十七年五月二十七日に終了しております。

なお、この合併については平成二十八年三月十七日付で北海道知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月五日

地三　田郡洞爺湖町　洞爺湖温泉一九〇番地

（甲）社会福祉法人幸清会

理事　大久保幸積

地北海道

地三　田郡洞爺湖町　洞爺湖温泉一九〇番地

（乙）社会福祉法人大滝福祉会

理事　大久保幸積

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。

甲の理事会及びＺの理事会は、平成二十七年十一月三十日開催の甲Ｚの合併承認決議は平成二十七年十一月十四日開催の甲Ｚの理事会において終了しております。

なお、この合併については平成二十八年三月二十四日付で青森市長の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月五日

青森県青森市大字矢田字下野尻四八番三

（甲）社会福祉法人和幸園

理事長　西岡　俊子

青森県青森市長島二丁目一番地一二

（乙）社会福祉法人青森和幸会

理事長　今村　良司

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継し効力を存続しＺは解散することにいたしました。

甲は会社法第七九九条第二項、十八年六月一日でありＺ、甲Ｚ一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲はＺの全株式の所有を発行していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

官報掲載紙

平成二十七年九月二十四日掲載の日付官報掲載頁　第二六号外第二六〇頁

（乙）

官報掲載紙

平成二十七年十一月四日掲載の日付官報掲載頁　第二九号外第二六〇頁

平成二十八年四月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

（甲）株式会社カーギルジャパン

代表取締役　佐々木弘人

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

（乙）東京食糧株式会社

代表取締役　須賀　篤彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区神田和泉町一丁目二番六号

フォンテイーヌビル二〇一

y'sLLC合同会社

代表社員　林　佳代子